組合員カード利用規程

（カードの発行）

第１条　いわて生活協同組合（以下いわて生協という）は、組合員に対し、組合員証を兼ねた「組合員カード」を発行します。組合員カードは組合員本人と組合員と同居または同一生計を営むご家族のみが使用できるものとし、他人に貸与・譲渡することはできません。

２．組合員がいわて生協店舗などを利用するときは、組合員カードをレジに提示します。

３．組合員カードは組合員が脱退、除名されるまで有効とします。

４．いわて生協は、生協加入時に１組合員に『組合員カード１枚、ミニカード１枚、チャージ式電子マネー機能付組合員カード「アイコープ・カード」（以下、「アイコープ・カード」という）１枚』を発行します。

また、希望する組合員にはクレジット機能付組合員カード「アイコープ・トリプルカード」（以下、「アイコープ・トリプルカード」という）を発行します。

５．アイコープ・カードの追加発行は、組合員が希望し、いわて生協と株式会社日専連ライフサービス（以下日専連）が認めた場合に行い、カードは郵送でお届けします。この場合、発行手数料としてカード１枚につき３００円を申し受けます。

６．アイコープ・トリプルカードは、組合員が希望し、いわて生協と日専連の入会審査を通ったときに発行され、カードは郵送でお届けします。入会金・年会費は無料です。

このカードは、カード表面に印字された本人に限り利用できます。

７．組合員カードの再発行は、紛失・盗難等、いわて生協が認めた場合に行い、カードは郵送でお届けします。この場合、発行手数料として組合員カード１枚につき２００円を申し受けます。

アイコープ・カードの再発行は、紛失・盗難等、いわて生協と日専連が認めた場合に行い、カードは郵送でお届けします。この場合、発行手数料としてカード１枚につき３００円を申し受けます。

アイコープ・トリプルカードの再発行は、紛失・盗難等、所定の再発行手続きを経て、いわて生協と日専連が認めた場合に行い、カードは郵送でお届けします。この場合、発行手数料は無料とします。

（カード特典）

第２条　いわて生協は、組合員に対し店舗利用高に応じ「コープポイント（以下、ポイントという）」を付与します。また、店舗利用高割戻のための店舗年間（３月２１日～翌年３月２０日）利用高は、組合員カードにより集計します。

２．ポイント及び店舗年間利用高加算は、いわて生協全店舗で行います。ご精算前にレジに組合員カードを提示いただいた場合を原則とし、付与・加算します。

３．以下のご利用商品は、ポイント及び店舗年間利用高加算の対象となりません。

（１）売場：専門店（テナント）、催事等

（２）商品：たばこ、商品券、ギフト券、プリペイドカード、切手・印紙等の金券類、箱代、ＤＰＥ等の取次ぎ商品等

（３）その他いわて生協がポイントならびに利用高割戻対象外と指定する売場、商品、役務、売掛の入金等

４．ポイントの付与と利用については、「コープポイントに関するきまり」の通りとします。

５．店舗年間利用高は、事業年度（３月２１日～翌年３月２０日）毎に利用高割戻の対象金額とします。

（１）利用割戻しの実施有無と割戻率は、その事業年度の経営状態より総代会において決定します。

（２）店舗年間利用高累計は、商品購入時レジで発行されるレシートに、当日までの利用高累計を表示します。

（カード紛失・盗難）

第３条　組合員は、組合員カードを盗難・紛失した場合、すみやかにいわて生協へ届出なければなりません。

アイコープ・カードを盗難・紛失した場合には、くわえて日専連（022-263-4006）に届出なければなりません。届出がない場合、組合員が被る損失について、いわて生協は責任を負いません。

アイコープ・トリプルカードを盗難・紛失した場合には、日専連コールセンター（月曜～金曜：9：30～17：30　022-267-9222、17：30～および土・日・祝　022-211-9444）ならびに最寄りの警察へ届出なければなりません。

２．届出以前に６００ポイントに達し、【お買い物割引券】とポイント交換が行われた場合、いわて生協はその責任を負いません。

３．届出の有無に関わらず、電子マネー機能付組合員カードの電子マネー（バリュー）残高については、いわて生協ならびに日専連はその責任を負いません。

４．盗難・紛失の場合は、ポイント及び店舗年間利用高は引き続き有効とします。

（カード情報の変更と管理、情報提供）

第４条　組合員情報の管理は、いわて生協の「個人情報保護方針」等に基づいて行います。

２．組合員は、住所、氏名、電話番号の変更があった場合、すみやかにいわて生協へ届けなければなりません。

３．買上げ商品等の情報は、いわて生協が登録・管理利用することを予め了解されたものとします。

４．いわて生協および関連会社は、組合員に対し、広告印刷物等の送付および電話等による情報提供を行うことを予め了解されたものとします。

（店舗年間利用高の消滅）

第５条　組合員が次の何れかに該当した場合は、店舗年間利用高による利用高割戻しなどは受けることができません。

（１）本きまりに違反した場合

（２）いわて生協を脱退した場合

（３）カードを変造した場合

（４）カードを不正使用した場合

（返品時の処理）

第６条　組合員は、お買上げ商品を返品する場合、レシートとともに組合員カードを提示しなければなりません。

２．返品商品分のポイント及び店舗年間利用高実績は、減じます。

（アイコープ・カード利用約款・トリプルカード会員規約）

第７条　この規程のほか、アイコープ・カードは「日専連プリペイドカード利用約款」、アイコープ・トリプルカードは「アイコープ・トリプルカード会員規約」に詳しく定めます

付則

（解釈上の疑義）

第１条　この規程に関する解釈上の疑義は、店舗事業担当役員が決定します。

（改廃）
第２条　この規程の改廃ならびに特典内容の変更は、店舗事業担当役員が起案し常務理事会が決定します。

（施行日）
第３条　この規程は、2002 年９月 21 日施行します。
この規程は、2010 年２月９日一部改訂し施行します。
この規程は、2011 年７月４日一部改訂し施行します。
この規程は、2016 年８月 30 日一部改訂し施行します。
この規程は、2018 年３月１日より一部改訂し施行します(電子マネー機能付組合員カードなど)。
この規程は、2021 年８月１日より一部改訂し施行します(クレジット機能付組合員カードなど)。
この規定は、2023 年３月 21 日より一部改訂し施行します（ポイント制度統一によるカード特典の変更など)。